

SAITAMAリバーサポーターズロゴマーク 使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAITAMAリバーサポーターズロゴマーク（以下「リバサポロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もリバサポロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 埼玉県の商品性を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不相当であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてリバサポロゴを使用する場合には、あらかじめSAITAMAリバーサポーターズロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、埼玉県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、SAITAMAリバーサポーターズ事業の企業サポーターに登録されている企業・団体が使用する場合は、事前報告書（様式第2号）の提出をもって省略できるものとする。

- 2 知事は、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、リバサポロゴの使用を承認する。
- 3 前項の承認は、「SAITAMAリバーサポーターズロゴマーク使用承認書」（様式第3号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 リバサポロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
- 二 デザインを使用する際は、SAITAMAリバーサポーターズロゴマークデザインガイドラインを参考とすること。

- 2 リバサポロゴの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 一 承認された用途のみに使用すること。
 - 二 毎年4月30日までに「リバサポロゴ使用商品等販売状況」（様式第4号）を提出すること。

（承認内容の変更）

- 第5条 リバサポロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「SAITAMAリバーサポーターズロゴマーク使用変更申請書」（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、「SAITAMAリバーサポーターズロゴマーク使用（変更）承認書」（様式第3号）をもって行う。
 - 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

- 第6条 リバサポロゴを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の中止の命令、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 リバサポロゴの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

（補則）

- 第7条 この規程に定めるものの他、リバサポロゴの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。